

オープンカウンター方式による見積合せについて

下記により見積合せを行いますので、入札心得、契約条項及び防衛省本省の内部部局オープンカウンター方式実施要領をご確認のうえ、参加して下さい。

記

- | | | | |
|----|-----------------|--|-----------------------|
| 1 | 件 | 名 | 会議用茶等(単価契約) |
| 2 | 調達番号 | | K-007 |
| 3 | 規格等 | | 仕様書のとおり |
| 4 | 数量 | | 仕様書のとおり |
| 5 | 納入期限 | | 令和 8 年 3 月 31 日 |
| 6 | 見積合せ日 | | 令和 7 年 6 月 26 日 |
| 7 | 見積書提出期限 | | 令和 7 年 6 月 26 日 12:00 |
| 8 | 見積合せの場所 | | 防衛省大臣官房会計課 |
| 9 | 契約保証金 | | 免除 |
| 10 | 納入場所 | | 仕様書のとおり |
| 11 | 入札心得及び契約条項を示す場所 | | 防衛省大臣官房会計課契約係 |
| 12 | 契約書作成の要否 | 要 | |
| 13 | 適用する契約条項 | 一般契約条項
談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項 | |
| 14 | 参加資格 | オープンカウンター実施要領第5条による(資格の種類:「物品の販売」) | |
| 15 | 見積の方法 | | |

- 本案件は、府省共通の「電子調達システム」(<https://www.p-portal.go.jp>)を利用した応札手続により実施します。
- 見積書の記載金額
決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額に10%に相当する額を加算した金額をもって決定価格とするので、見積者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
- 契約金額の端数処理
見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとし、当該端数金額を切捨てた後に得られた金額をもって申込みがあったものとする。ただし、単価契約の場合には端数処理を行わず原則どおり見積書に記載された書面上の金額の100分の110に相当する額をもって申込みがあったものとします。
- 電子調達システムを利用する場合、システムに定める手続きに従い、見積書等を提出してください。
当該システムによる提出が必要な書類及び提出期限は下記のとおりです。
 - ・資格審査結果通知書(全省庁統一資格) 又は、
 - ・オープンカウンター実施要領第5条(3)ア〜ウの条件を満たすことを証明する書類の写し提出期限: 令和7年6月26日12:00
※提出後、速やかに下記＜契約全般に関する事項＞ 担当者に連絡してください。
- ・見積書
提出期限: 令和7年6月26日12:00
- 初回の見積合わせで落札しなかった場合は、再見積合わせ通知書により再見積合わせの時刻を示しますので、見積合わせ日時にシステムを確認できるよう、端末の前で待機してください。
なお、再見積合わせの時刻までに、当該システムによる見積合わせ参加者の見積書が届かない場合は、見積合わせを辞退したものと見なします。

- 電子調達システムを利用しない方法(紙見積書)による参加も可能とします。
書式については**原則**、別添の**入札・見積書(別紙様式第1号)**を使用ください。
- 入札・見積書の宛先
支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三 宛
- 入札・見積書の日付 上記6項の日付
- 見積書の内訳金額と総額に不符号があった場合、総額欄に記載された金額を正しいものとみなして有効とします。
- 金額の訂正をした見積書は無効となりますのでご注意ください。
- 見積書を郵送するときは、下記＜契約全般に関する事項＞担当者宛に上記7項の日付の2営業日前までに担当者宛へ必着するよう送付してください。
※封筒には宛名、差出人名の他、通知に記載の「見積合せ件名」「見積合せ日」を正しく記入し、「**見積書在中**」と必ず朱書きしてください。

15 契約相手方の決定

- 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって見積を行ったものを契約相手方とする。
- 契約相手方となるべき最低価格の見積を提出した者が2者以上あるときは、直ちに、くじで契約相手方となる者を決定する。
- 見積合せ日に契約相手方となった者のみにその旨を通知し、契約相手方とならなかった者には通知しない。

16 その他

- 同等品申請をされる場合は下記＜仕様書等に関する事項＞担当者に照会のうえ、調達要求元の確認を受けた同等品確認書の提出をお願いします。
提出期限: 令和7年6月19日(木)12:00
※期限後の申請は認められません。

- 落札者が、12に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

- 本件についての問合せは下記の担当者までお願いします。

〒162-8801

東京都新宿区市谷本村町5-1

TEL:03-3268-3111 / FAX:03-5229-2138

＜仕様書等に関する事項＞

大臣官房会計課物品管理係

内線 20816

Email naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

＜契約全般に関する事項＞

大臣官房会計課契約係

担当

河野

内線

20822

Email

konoyut@ext.mod.go.jp

入札・見積書

調達番号：K-007

納入期限	令和8年3月31日		納入場所	仕様書のとおり		
件名・品名等	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考	
会議用茶等(単価契約)	式	1	-			
合 計						

貴通知・公告に対し、入札心得・契約条項等承諾の上、上記のとおり提出します。

令和7年6月26日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
連 絡 先

注：単価・金額欄には、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記入する。
（ただし、金額欄は、1円未満の端数を切り捨てる。）

内 訳 書

	品 名	規 格	単 位	予 定 数 量	単 価	金 額
1	インスタントコーヒー	仕様書のとおり	本	9		
2	コーヒー(粉)	仕様書のとおり	袋	175		
3	アイスコーヒー	仕様書のとおり	本	509		
4	砂糖	仕様書のとおり	袋	9		
5	ガムシロップ	仕様書のとおり	袋	38		
6	茶(日本茶) 特選	仕様書のとおり	袋	5		
7	茶(日本茶) 高級	仕様書のとおり	袋	51		
8	緑茶スティック	仕様書のとおり	箱	89		
9	茶(麦茶)	仕様書のとおり	袋	5		
10	紅茶(ティーバッグ)	仕様書のとおり	箱	9		
11	アイ스티ー	仕様書のとおり	本	155		
12	茶(烏龍茶)	仕様書のとおり	本	300		
13	ミルク	仕様書のとおり	袋	71		
14	ミネラルウォーター	仕様書のとおり	本	1,541		
15	ミネラルウォーター	仕様書のとおり	本	1,723		
16	茶(緑茶)	仕様書のとおり	本	926		
17	茶(緑茶)	仕様書のとおり	本	1,094		
18	お茶パック	仕様書のとおり	袋	33		
19	コーヒーフィルター	仕様書のとおり	箱	31		
20	紙コップ	仕様書のとおり	袋	43		
21	烏龍茶(ティーバッグ)	仕様書のとおり	箱	10		
22	緑茶(ティーバッグ)	仕様書のとおり	箱	10		
小計						
消費税額(8%)						
消費税額(10%)(対商品名:お茶パック、コーヒーフィルター、紙コップ)						
合計						

見 本

別紙様式第1号

入 札 ・ 見 積 書

①の金額を記載

見積合せ通知の
とおり記載

調達番号: K-007

納入期限	令和8年3月31日		納入場所	仕様書のとおり		
件名・品名等		単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
会議用茶等(単価契約)		式	1		①	
見積合せ通知 のとおり記載					見積もった金額の100/110 の金額を記載	
					①の金額を記載	
合 計						

見積合せ日を記載

、札心得・契約条項等承諾の上、上記のとおり提出します。

令和7年6月26日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三 殿

住 所 〒162-0001
東京都新宿区市谷本村町5-1
会 社 名 株式会社〇〇〇
代 表 者 名 代表取締役 〇〇 〇〇
連 絡 先 03-1234-5678 (内線98765)

注: 単価・金額欄には、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記入する。
(ただし、金額欄は、1円未満の端数を切り捨てる。)

令和 年 月 日

同等品確認書

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三 殿

住 所
会 社 名
代表者名
連 絡 先

調達番号： K-007
件 名： 会議用茶等（単価契約）
について、下記のとおり調達要求元の確認を受けた同等品確認書を提出いたします。

記

一連番号	品 名	規 格	同等品規格

注１：製品カタログ、図面、製造業者が発行した諸元等証明資料等を添付すること。

注２：変更があったときは、その都度届け出ること。

注３：内容が記載しきれないときは、別紙とする。

上記規格について、同等品として認める。

調達要求元担当者名：

同等品確認書

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三 殿

住 所
会 社 名
代表者名
連 絡 先

見積合せ通知のとおり記載

調達番号： K-007
件 名： 会議用茶等（単価契約）

申請する項目について
調達品目表のとおり記載

調達要求元の確認を受けた同等品確認書を提出いたします。

記

申請する製品の規格等を記載

一連番号	品 名	規 格	同等品規格

必ず同等品の製品カタログ等
を添付すること

注１：製品カタログ、図面、製造業者が発行した諸元等証明資料等を添付すること。
注２：変更があったときは、その都度届け出ること。
注３：内容が記載しきれないときは、別紙とする。

上記規格について、同等品として認める。

調達要求元担当者名：

仕 様 書

件 名	会 議 用 茶 等 (単 価 契 約)
I 総則	この仕様書は、防衛省本省内部部局における会議用茶等の購入について規定する。
II 品名及びカタログ製品名	規格及び発注予定数量は、付紙1のとおりとする。
III 実施要領	(1) 官側が発注書(付紙2)により、契約相手方に対して発注を行う。 (2) 契約相手方は発注書の記載どおり、茶等を納入する。 (3) 契約相手方は受注後、10日以内に納品しなければならない。
IV 契約期間	契約締結日～令和8年3月31日までとする。
V 納品場所	防衛省内部部局大臣官房会計課支出班(市ヶ谷駐屯地庁舎A棟10階)
VI 検査	この仕様書に基づき、支出負担行為担当官補助者が行うものとする。
VII その他	(1) 契約相手方は契約の際に示された茶等の規格に基づき、同等品を納入する場合、事前に官側の了解を得なければならない。 (2) 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 (3) 本契約の履行に当たっては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車を使用し、又は使用させること。 (4) 本契約の履行において使用し、又は使用させる自動車の自動車検査証(車検証)の提示を求めた場合、速やかに提示すること。 (5) 警備の観点から、納品される物品等については、X線検査を行うことにより多少時間がかかることを了承されること。また、官側の指定する者による品質・数量等の検査を受けるものとする。 (6) 本調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和7年1月28日変更閣議決定)」の基準を満たすものであること。 ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。 (7) その他、疑義の生じた場合、契約相手方は官側と協議の上、その指示に従うものとする。

	品 名	規 格	単 位	予 定 数 量
1	インスタントコーヒー	味の素AGF マキシム インスタントコーヒー 80g瓶 キーコーヒー インスタントコーヒー スペシャルブレンド 80g瓶 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。) 80g以上	本	9
2	コーヒー(粉)	UCC ゴールドスペシャル スペシャルブレンド 250g キーコーヒー グランドテイスト コク深いリッチブレンド 240g 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。) 240g以上	袋	175
3	アイスコーヒー	UCC 業務用アイスコーヒー 無糖 1L スジャータめいらく 無糖アイスコーヒー 1L 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。) (無糖)1L以上	本	509
4	砂糖	キーコーヒー スティックシュガー パールエース スティックシュガー パールボー 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。) 3g以上×50入以上	袋	9
5	ガムシロップ	守山乳業 MORIYAMA ガムシロップ(8ml×50P) やまと蜂蜜 やまとガムシロップ 9g×50個 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。) 8g以上×50入以上	袋	38
6	茶(日本茶) 特選	大井川茶園 癒しの禅 ブラチナ 荒畑園 望 金印 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。) 100g以上	袋	5
7	茶(日本茶) 高級	大井川茶園 癒しの禅 ゴールド 荒畑園 望 銀印 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。) 100g以上	袋	51
8	緑茶スティック	伊藤園 おーいお茶 抹茶入り緑茶 スティックタイプ 宇治の露製茶 伊右衛門インスタント緑茶スティック 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。) 0.8g以上×30入以上	箱	89
9	茶(麦茶)	はくばく 香ばし麦茶(52バッグ) 伊勢惣 釜煎り麦茶 徳用パック 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。) 7g以上×50入以上	袋	5
10	紅茶(ティーバッグ)	三井農林 日東紅茶 デイ&デイ ティーバッグ(100バッグ) リプトン イエローラベル ティーバッグ 50袋 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。) 1.8g以上×50入以上	箱	9
11	アイスティー	三井農林 ホワイトノーブル アールグレイ 1L 片岡物産 トワイニング アール グレイ(無糖) リキッドティ 1L 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。) (無糖)1L以上	本	155
12	茶(烏龍茶)	ハルナプロデュース 茶匠伝説 烏龍茶 2L ライフドリンクカンパニー お茶屋さんの烏龍茶 2L 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。) 2L以上	本	300
13	ミルク	守山乳業 コーヒーフレッシュ50 UCC カフェプラス 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。) 4.5ml以上×50入以上	袋	71
14	ミネラルウォーター	ライフドリンクカンパニー 自然の恵み 天然水 2L アイリスフーズ 富士山の天然水 2L 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。) 2L以上	本	1,541
15	ミネラルウォーター	コカコーラ い・ろ・は・す 340ml ミツウロコビバレッジ 駿河の天然水 350ml 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。) 340ml以上	本	1,723
16	茶(緑茶)	富永貿易 神戸居留地 緑茶 2L ライフドリンクカンパニー お茶屋さんの緑茶 2L 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。) 2L以上	本	926
17	茶(緑茶)	富永貿易 神戸居留地 緑茶 280ml アイリスオーヤマ 緑茶 280ml 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。) 280ml以上	本	1,094
18	お茶パック	ブイテック ひも付きお茶パック M アートナップ 紐付きお茶パック M 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。) ひも付き×50入以上	袋	33
19	コーヒーフィルター	カリタ NK103濾紙 メリタ グルメ フィルタペーパー1×4 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。) 4人用以上×80入以上	箱	31
20	紙コップ	サンナップ ホワイトペーパーカップ 205ml 100個入 川西工業 飲料用紙コップ 7オンス #9600 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。) 205ml以上×50入以上	袋	43
21	烏龍茶(ティーバッグ)	ハラダ製茶 徳用烏龍茶ティーバッグ 1箱(50バッグ) 丸山園 黒烏龍茶ティーバッグ 1袋(50バッグ) 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。) 1.8g以上×50入以上	箱	10
22	緑茶(ティーバッグ)	伊藤園 おーいお茶 抹茶入り緑茶 エコティーバッグ 1箱(50バッグ) ハラダ製茶 やぶ北ブレンド緑茶ティーバッグ 50バッグ 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。) 1.8g以上×50入以上	箱	10

令和 年 月 日

会議用茶等発注書

殿

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課会計管理官

下記のとおり発注する。

記

(月 分)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
インスタントコーヒー		本			
コーヒー(粉)		袋			
アイスコーヒー		本			
砂糖		袋			
ガムシロップ		袋			
茶(日本茶) 特選		袋			
茶(日本茶) 高級		袋			
緑茶スティック		箱			
茶(麦茶)		袋			
紅茶(ティーバッグ)		箱			
アイスティー		本			
茶(烏龍茶)		本			
ミルク		袋			
ミネラルウォーター		本			
ミネラルウォーター		本			
茶(緑茶)		本			
茶(緑茶)		本			
お茶パック		袋			
コーヒーフィルター		箱			
紙コップ		袋			
烏龍茶(ティーバッグ)		箱			
緑茶(ティーバッグ)		箱			
計					
消費税額(8%)					
消費税額(10%)					
合 計					

以上

同等品申請に係る仕様等要求について

番号	品名	仕様等
1	インスタントコーヒー	フリーズドライまたはスプレードライであること 内容量が80g以上であること
2	コーヒー(粉)	レギュラーコーヒーであること 内容量が240g以上であること
3	アイスコーヒー	無糖であること 1本当たり1L以上であること
4	砂糖	スティックシュガーであること 3g以上×50本入以上であること
5	ガムシロップ	ガムシロップであること 8g以上×50個入以上であること
6	茶(日本茶) 特選	煎茶であること 100g以上であり、かつ100gあたりの定価が1,000円以上であること
7	茶(日本茶) 高級	煎茶であること 100g以上あり、かつ100gあたりの定価が600円以上であること
8	緑茶スティック	スティックタイプであること 冷水及びお湯での使用が可能なこと 0.8g以上×30個入以上であること
9	茶(麦茶)	ティーバッグであること 水出しが可能なこと 7g以上×50個入以上であること
10	紅茶(ティーバッグ)	個包装のティーバッグであること 1つあたり1.8g以上で1袋あたり50個入以上あること
11	アイスティー	無糖であること 1本当たり1L以上であること
12	茶(烏龍茶)	ペットボトル入りであること 1本あたり2L以上であること
13	ミルク	コーヒーフレッシュであること 4.5ml以上×50個入以上であること
14	ミネラルウォーター	ペットボトル入りであること 1本あたり2L以上であること
15	ミネラルウォーター	ペットボトル入りであること 1本あたり340ml以上であること
16	茶(緑茶)	ペットボトル入りであること 1本あたり2L以上であること
17	茶(緑茶)	ペットボトル入りであること 1本あたり280ml以上であること
18	お茶パック	ひも付きであること 1箱あたり100個入以上であること
19	コーヒーフィルター	1枚が4人用以上のサイズであること 1袋あたり80枚入以上であること
20	紙コップ	1個が205ml以上のサイズであること ホット・コールド両用であること 1袋あたり100個入以上であること
21	烏龍茶(ティーバッグ)	個包装のティーバッグであること 1つあたり1.8g以上で1袋あたり50個入以上あること
22	緑茶(ティーバッグ)	個包装のティーバッグであること 1つあたり1.8g以上で1袋あたり50個入以上あること

概算見積書(下見積)の依頼について

下記の件名について、概算見積書(下見積)の提出を依頼します。

記

1. 件 名 会議用茶等(単価契約)
2. 提出期限 令和7年6月19日(木)17時 まで
 メールによる提出でも構いません。
 ※作成次第速やかに提出をお願いします

3. 概算見積書記載要領

☆書式は指定しませんが、「概算見積書」又は「下見積書」と記載のあるものをご使用ください。
※日付を記載し、会社名・代表者名を記名の上、担当者名・連絡先を記載してください。
※代表者印等の押印は不要です。
☆概算見積書の宛先は「大臣官房会計課管理班原価計算係」としてください。
☆概算見積書(内訳)の作成に当たっては、以下を参考としてください。

- (1)各項目毎に内訳(単価×数量)を記載してください。
 - (2)定価があれば記載をお願いいたします。
- また、料金表等の定価が分かる資料があれば、あわせてご送付ください。
- (3)見積りに際し選択した規格がわかるように記載してください。

☆金額は消費税及び地方消費税の額を除いた金額を記入して下さい。
☆その他特記事項については原価計算係の指示にしたがって下さい。
概算見積書についてのお問い合わせは下記の担当者までお願いします。

防衛省大臣官房会計課原価計算係 担当 社家間
TEL 03-3268-3111 (内線)20821
FAX 03-5229-2138
e-mail shakemahar@mod.go.jp